

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

(通則)

第1条 奨学のための給付金（以下「給付金」という。）の支給に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成27年4月10日文科科学大臣一部改正）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（平成30年7月1日文科科学省初等中等教育局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、国公立の高等学校等を除いた学校等をいう。）の生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）（以下「保護者等」という。）に対し、予算の範囲内において給付金を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給対象世帯及び給付額)

第3条 別記1(1)に定める世帯の区分に応じて、別記1(2)に定める範囲の支給対象の高校生等の保護者等に対して授業料以外の教育に必要な経費について次のとおり給付金を支給する。

(1) 生活保護受給世帯

ア 私立高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 52,600円

(2) 保護者等全員の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）所得割及び市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が非課税である世帯

ア 通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 89,000円

イ 通信制の私立高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 38,100円

ウ 当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で二人目以降の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等 1人当たり年額 138,000円

(支給の回数)

第4条 給付金の支給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を上限

とする。ただし、学び直し支援事業の対象となる高校生等については、当該各号の規定に関わらず一人の高校生等につき年1回、通算2回を上限とする。

(1) 全日制の高等学校等に通う一人の高校生等につき年1回、通算3回

(2) 定時制・通信制の高等学校等に通う一人の高校生等につき年1回、通算4回

(給付金支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする世帯の保護者等(以下「申請者」という。)は、高校生等が在籍する私立高等学校等設置者を通じ(埼玉県及び知事が別に定める都道府県に所在する私立高等学校等に在籍する場合に限る。)、又は直接、次の書類を知事に提出するものとする。

(1) 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金受給申請書(様式第1号)

(2) 別記2に定める書類

(3) 埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金振込口座届(様式第9号)

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項に定める書類は、毎年度知事が定める日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない理由によりその日までに提出することができないと知事が認めた場合はこの限りでない。

3 申請者の委任を受けた私立高等学校の設置者を通じて書類を提出する場合、第1項の書類のほか、埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金代理請求書(様式第10号)を併せて提出するものとする。

(支給決定の審査)

第6条 知事は、前条の申請書類を受領したときは、必要な事項を審査の上、支給する要件に合致しているか別記1(3)に定めるとおり審査し、給付金について支給又は不支給の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の支給又は不支給についてその旨を高校生等が在籍する私立高等学校等設置者に対し(埼玉県に所在する私立高等学校等に在籍する場合に限る。)、様式第2号により通知する。

3 私立高等学校等設置者は、知事から受領した前項の通知に基づき、様式第3号又は様式第4号を作成し、申請した生徒に通知するものとする。

4 知事は、第1項の通知を受ける高校生等が埼玉県外に所在する私立高等学校等に在籍する場合は、支給又は不支給についてその旨を当該申請者に支給決定通知書(様式第5号)又は不支給決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(支給決定の取消等)

第7条 知事は、次の各号に掲げる事由に該当すると認める場合には、給付金の支給の

決定を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。
なお、その場合にはその旨を当該受給者に支給決定取消通知書（様式第7号）により
高校生等が在籍する私立高等学校等を通じ（埼玉県に所在する私立高等学校等に在籍
する場合に限る。）、又は直接、通知するものとする。

（1）偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合

（2）その他、支給することが適当でないと知事が認めた場合

（支給の方法）

第8条 給付金は、第6条の規定による支給決定を受けた者に対し、申請者の委任を受
けた私立高等学校等を通じ（埼玉県に所在する私立高等学校等に在籍する場合に限る）、
又は直接、知事が定める期日に支給するものとする。

2 給付金の受領につき申請者から委任を受けた私立高等学校等の設置者は、その給付
金を以下のいずれかのとおり取扱うものとする。

（1）申請者に対し適正に支給する。

（2）設置する私立高等学校等が徴収する申請者の授業料以外の学校徴収金に充当す
る。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別記

1 支給決定の審査方法

(1) 支給対象世帯の区分

支給対象の世帯区分は以下のとおりとする。なお、いずれも支給年度の7月1日(7月2日以降に入学することが定められている学校にあっては入学後翌月の初日。以下「基準日」という。)現在に保護者等が県内に住所を有する世帯を対象とする。

ア 生活保護受給世帯

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が基準日現在措置されている世帯をいう。

イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

基準日現在、生業扶助が措置されておらず、保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯をいう。

(2) 対象高校生等の範囲

法第3条に規定する受給権者のうち、平成26年4月1日以降に入学した者を原則とし、基準日現在に在籍している者。なお、学び直しへの支援事業の対象となる者のうち基準日現在に在籍している者も同様とする。ただし、以下の場合、対象外とする。

ア 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。)が措置されている場合

イ 基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合

(3) 支給要件の審査

支給対象世帯の区分により、以下の支給要件に合致しているか審査する。

ア 生活保護受給世帯

生業扶助が措置されていることが書面により証明されていること。

イ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

高等学校等就学支援金受給資格認定における審査の方法により確認した保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。

生業扶助が措置されていないことを誓約している者であること。

2 提出する書類

(1) 生活保護受給世帯

ア 様式第 11 号「生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 36 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」等、基準日現在に生業扶助を受給していることを証明する書類

(2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

ア 非課税証明書等（直近の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が記載された書類）

イ 健康保険証等の写し（高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合に限る）

ウ 在学証明書（様式第 12 号）（申請者の世帯の高校生等が埼玉県外に所在する私立高等学校等に在籍する場合に限る）

全日制・通信制等の課程が明記されているものであれば、学校所定の様式でも可

エ 世帯全員の住民票

(3) 添付書類から属する世帯の状況が判断できない場合

(1) 及び (2) で添付した証明書類から世帯状況が判断できないときは、その状況が判断できる書類を添付する。

(4) 申請者の世帯の高校生等が埼玉県に所在する私立高等学校等に在籍する場合

ア 委任状（様式第 8 号）